年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から57年3月まで

社会保険業務センター(当時)からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。私は、20歳になった時、母親から国民年金保険料は必ず納めなさいと言われたので、以来、きっちりと保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料は、少し納付が遅れたため、保険料を納付するよう催促された記憶があるものの、確かに納付したはずなので、申立期間について、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国 民年金保険料の未納期間が無く、申立期間当時同居していた申立人の父親は、 国民年金加入期間において保険料を全て納付している上、申立人の母親も老齢 基礎年金の満額受給に必要な保険料を納付していることから、申立人世帯の納 付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付して下さいとの通知が送られてきたので、驚いて役場へ行った。その時、役場の担当者から『納付しないと自分自身が困りますよ。』と言われ、申立期間の保険料を納付した。」と供述しているところ、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)から、昭和56年度の備考欄に「督」の押印が確認できることから、社会保険事務所(当時)において、申立期間に係る過年度保険料の納付督励が行われたことが推認できる上、A市町村は、「当時は、窓口に過年度保険料の納付書を備え付けており、相談があれば過年度保険料の納付書を手渡していた。」と回答していることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私たち夫婦は、結婚後の昭和44年4月以降の国民年金保険料を欠かすことなく集金人に納付していたにもかかわらず、夫婦共に申立期間の記録が未納となっている。申立期間の保険料は納付していたはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は昭和44年4月以降申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間前後において申立人夫婦の住所及び職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は見られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の事情は見受けられない上、申立人夫婦の近所に住み、申立人と一緒に事業所を経営していた申立人の両親については、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人夫婦の保険料も両親と同じ集金人が集金していたものと考えられることを踏まえると、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私たち夫婦は、結婚後の昭和44年4月以降の国民年金保険料を欠かすことなく集金人に納付していたにもかかわらず、夫婦共に申立期間の記録が未納となっている。申立期間の保険料は納付していたはずなので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人夫婦は昭和44年4月以降申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無く、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間前後において申立人夫婦の住所及び職業に変更は無く、生活状況に特段の変化は見られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の事情は見受けられない上、申立人夫婦の近所に住み、申立人の夫と一緒に事業所を経営していた申立人の夫の両親については、申立期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人夫婦の保険料も夫の両親と同じ集金人が集金していたものと考えられることを踏まえると、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から8年3月まで

私は、平成8年4月にA社会保険事務所(当時)へ国民年金の加入手続に行った。しかし、同事務所では、加入手続をすることができないとの説明を受け、B市町村(現在は、C市町村)役場で加入手続を行った。その頃、申立期間の保険料として30数万円を一括で、平成8年度の保険料として10数万円を一括で、それぞれB市町村役場又はD郵便局で納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、記録の訂正を希望 する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年4月に国民年金の加入手続を行い、その頃、6年5月から8年3月までの国民年金保険料として30数万円を一括で、平成8年度の国民年金保険料として10数万円を一括で、それぞれB市町村役場又はD郵便局で納付したと主張しているところ、8年度の国民年金保険料は平成8年4月30日に納付されていることが確認でき、この時点で、申立期間の保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である上、申立期間の保険料として申立人が記憶している納付金額と実際に納付する場合に必要となる保険料金額がおおむね一致しているとともに、納付方法に係る申立人の記憶とC市町村の回答が一致しており、申立人の主張に不合理な点は見られない。

また、申立期間は、23 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の平成8年度から19年度までの期間の国民年金保険料は、付加保険料も併せて全て前納していることから、保険料の納付意識が高いものと認められる。

さらに、C市町村では、「申立期間当時、国民年金の加入手続の際、過年度納付が可能であれば、自主納付してもらうよう納付勧奨していた。」と回答している。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで

日本年金機構から、申立期間の国民年金保険料が納付されていないとの回答をもらった。

私は、昭和51年3月に短期大学を卒業した後、A市町村(現在は、B市町村)に帰郷した。その時、自治会の集金人から国民年金に加入するよう説明があり、父親又は母親が国民年金の加入手続を行い、同年10月に就職するまでの間、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付してくれた記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、父親又は母親が行った。」と主張しているところ、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は、年金手帳を受け取った記憶が無いと供述していることから、申立期間は国民年金の未加入期間に該当すると考えられ、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の両親については、高齢等のため当時の状況について具体的な供述は得られないことから、申立人の国民年金への加入状況及び申立期間の保険料の納付状況は明らかでない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうか がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年3月まで

私は、20歳になった昭和50年*月頃に喫茶店を開業し、その際に色々な手続を行った。国民年金についてもA市町村役場で加入手続を行い、申立期間当時の国民年金保険料は町内会の役員であった集金人に毎月納付していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった昭和50年*月頃に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年5月13日に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたことがうかがえる上、それ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金未加入者であり、申立期間に係る保険料を納付することはできない。

また、上記の国民年金手帳記号番号払出日時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料として遡って納付することは可能であったものの、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は集金人に毎月納付しており、遡って納付した記憶は無い。」と供述しているとともに、A市町村は、「集金人は過年度保険料を集金していなかった。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年6月までの期間、平成元年4月から同年9月までの期間、2年5月から同年8月までの期間、2年12月、3年2月から同年7月までの期間、3年9月から同年12月までの期間、4年2月から同年6月までの期間、4年9月から6年3月までの期間及び6年5月から7年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年6月まで

- ② 平成元年4月から同年9月まで
- ③ 平成2年5月から同年8月まで
- ④ 平成2年12月
- ⑤ 平成3年2月から同年7月まで
- ⑥ 平成3年9月から同年12月まで
- ⑦ 平成4年2月から同年6月まで
- ⑧ 平成4年9月から6年3月まで
- 9 平成6年5月から7年10月まで

A市町村に転居してから、私の国民年金保険料は、毎月初めに自宅へ集金に来ていた集金人に、夫の保険料と一緒に納付していたが、申立期間については未納となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市町村に転居してから、毎月、国民年金保険料を自宅へ集金に来ていた集金人に夫の保険料と一緒に納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人については、申立期間①前の昭和62年7月から申立期間⑨の最終月に当たる平成7年10月までの期間のうち、6年4月以外の納付済期間の国民年金保険料は、全て過年度納付となっている上、申立人の夫については、全ての申立期間において、保険料が未納となっていることが確認できる。

また、申立期間は九つの期間であり、合計 66 か月に及んでおり、これだけの回数及び期間にわたり、A市町村及び社会保険事務所(当時)において事務的過誤が繰り返し生じたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月16日から4年9月21日まで 私は、平成3年10月16日にA社に採用され、同社のB事業所に常勤の事 務職員として4年9月20日まで継続して勤務していたが、社会保険事務所 (当時)の記録では、同事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いの で、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間にA社のB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が同じ受付事務に従事していたと記憶する同僚は、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、A社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険に関する資料は保管していない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係るオンライン記録において、申立期間に厚生年金保険被保険者整理番号の欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は平成3年10月16日に国民年金に加入し、同年10月から4年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月26日から44年1月26日まで 私は、昭和39年10月にA事業所に就職し、45年10月31日まで同事業 所に継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期 間における厚生年金保険被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立人は申立期間も継続して同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和41年11月26日に被保険者資格を喪失し、同年12月1日に健康保険証を返還したことを示す記載が確認できる。

また、A事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和44年1月26日から45年10月31日までの期間であり、同事業所で厚生年金保険を再取得した期間と一致している。

さらに、A事業所は既に廃業しており、かつ、当時の事業主及び社会保険事務を担当していた事業主の妻は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 明治34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月30日から35年6月1日まで

私は、申立期間当時、A社の社長であった(故)B氏が、私と申立人である私の父に対し、C社D事業所において厚生年金保険を掛けてくれると言っていたことを記憶している。

私の記録は発見されたが、父の記録が無いことに納得できないので記録の 訂正を申し立てる。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の事業主欄に申立 人の氏名が記載されていること及び当該事業所における同僚の一人が、「申立 人は、申立事業所の事業主であった。」と回答していることから判断すると、 期間の特定はできないものの、申立人は、事業主として当該事業所に勤務して いたことが推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できない上、前述の被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社及びC社D事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社D事業所の事業主であった申立人も既に死亡している上、連絡が取れる同僚から、申立期間における厚生年金保険料の控除について供述は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、C社D事業所の事業主であり、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月1日から29年11月30日まで 申立期間当時、私が勤めていたA社が業績不振に陥ったため、自宅から通 勤していた従業員は退職し、住み込みの従業員は引き続き勤務したことがあ った。

その際に、退職した従業員は何かをもらったという話を聞いたことがあるが、住み込みだった私は、何ももらっていないのに、記録では脱退手当金が支給済みとされている。

私は、退職金や脱退手当金をもらったことがないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示があるとともに、オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年2月19日に支給決定されていることが確認できるなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄に脱退手 当金の支給記録が確認できる上、その内容は、前出のオンライン記録と一致す る。

さらに、申立期間当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月16日から36年9月30日まで 私は、勤めていたA社がB社に買収された折、希望退職を募っていたのを 機に退職した。しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社にお ける厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされてい るが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間が厚生年金保険被 保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後7ページに記載されている女性従業員で、昭和34年1月1日から36年11月1日(同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日)までの期間に被保険者資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給資格がある41人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、34人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む29人が資格喪失日から約9か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金 を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。